

八代市議会 3 月定例会議案

(令和 8 年 2 月 2 0 日招集)

目 次

- 議案第 1 号 令和 7 年度八代市一般会計補正予算
議案第 2 号 令和 7 年度八代市一般会計補正予算
議案第 3 号 令和 7 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 4 号 令和 7 年度八代市介護保険特別会計補正予算
議案第 5 号 令和 7 年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
議案第 6 号 令和 7 年度八代市診療所特別会計補正予算
議案第 7 号 令和 8 年度八代市一般会計予算
議案第 8 号 令和 8 年度八代市国民健康保険特別会計予算
議案第 9 号 令和 8 年度八代市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 10 号 令和 8 年度八代市介護保険特別会計予算
議案第 11 号 令和 8 年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算
議案第 12 号 令和 8 年度八代市診療所特別会計予算
議案第 13 号 令和 8 年度八代市久連子財産区特別会計予算
議案第 14 号 令和 8 年度八代市椎原財産区特別会計予算
議案第 15 号 令和 8 年度八代市水道事業会計予算
議案第 16 号 令和 8 年度八代市簡易水道事業会計予算
議案第 17 号 令和 8 年度八代市下水道事業会計予算
議案第 18 号 専決処分の報告及びその承認について
議案第 19 号 八代市総合計画基本構想（八代未来づくりビジョン）の策定
について
議案第 20 号 八代市過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第 21 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第 22 号 契約の締結について
議案第 23 号 契約の変更について
議案第 24 号 財産の取得の変更について
議案第 25 号 市道路線の廃止について
議案第 26 号 市道路線の認定について
議案第 27 号 八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市会計年度
任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 28 号 八代市営駐車場条例の一部改正について
議案第 29 号 八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第 30 号 八代市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一
部改正について
議案第 31 号 ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正について
議案第 32 号 八代市営住宅設置管理条例の一部改正について
議案第 33 号 八代市公共下水道事業（八代処理区・八代東部処理区）区域
外流入受益者分担金条例の一部改正について

- 議案第 34 号 八代市千丁健康温泉センター条例の廃止について
- 議案第 35 号 八代市老人憩いの家条例の一部改正について
- 議案第 36 号 八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
- 議案第 37 号 八代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 38 号 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第 39 号 八代市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について
- 議案第 40 号 八代市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 41 号 八代市立博物館未来の森ミュージアム条例の一部改正について
- 議案第 42 号 八代市企業振興促進条例及び八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例の一部改正について
- 議案第 43 号 八代市手数料条例の一部改正について

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和8年2月20日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月23日
八代市長 小野 泰輔

記

令和7年度八代市一般会計補正予算（第12号）

令和 7 年 度

八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 1 2 号)

専決第1号

令和7年度八代市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度八代市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 88,600千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87,663,000千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日専決

八代市長 小 野 泰 輔

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県支出金		8,886,524	88,600	8,975,124
	3 委託金	378,306	88,600	466,906
補正されなかった款に係る額		78,687,876	0	78,687,876
歳 入 合 計		87,574,400	88,600	87,663,000

(単位：千円)

歳 出	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		10,629,512	88,600	10,718,112
	4 選挙費	302,871	88,600	391,471
補正されなかった款に係る額		76,944,888	0	76,944,888
歳 出 合 計		87,574,400	88,600	87,663,000

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	16,722,924	0	16,722,924
2 地方譲与税	699,558	0	699,558
3 利子割交付金	7,200	0	7,200
4 配当割交付金	61,000	0	61,000
5 株式等譲渡所得割交付金	110,000	0	110,000
6 法人事業税交付金	295,000	0	295,000
7 地方消費税交付金	3,424,000	0	3,424,000
8 ゴルフ場利用税交付金	9,800	0	9,800
9 環境性能割交付金	71,000	0	71,000
10 地方特例交付金	114,800	0	114,800
11 地方交付税	17,398,751	0	17,398,751
12 交通安全対策特別交付金	13,373	0	13,373
13 分担金及び負担金	277,896	0	277,896
14 使用料及び手数料	845,864	0	845,864
15 国庫支出金	14,606,125	0	14,606,125
16 県支出金	8,886,524	88,600	8,975,124
17 財産収入	142,790	0	142,790
18 寄附金	3,045,300	0	3,045,300
19 繰入金	3,678,275	0	3,678,275
20 繰越金	1,288,330	0	1,288,330
21 諸収入	1,375,190	0	1,375,190
22 市債	14,500,700	0	14,500,700
歳入合計	87,574,400	88,600	87,663,000

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	371,890	0	371,890	0	0	0	0
2 総務費	10,629,512	88,600	10,718,112	88,600	0	0	0
3 民生費	28,239,913	0	28,239,913	0	0	0	0
4 衛生費	5,300,756	0	5,300,756	0	0	0	0
5 農林水産業費	5,925,480	0	5,925,480	0	0	0	0
6 商工費	2,658,496	0	2,658,496	0	0	0	0
7 土木費	6,481,480	0	6,481,480	0	0	0	0
8 消防費	2,865,622	0	2,865,622	0	0	0	0
9 教育費	8,378,522	0	8,378,522	0	0	0	0
10 災害復旧費	3,816,409	0	3,816,409	0	0	0	0
11 公債費	7,611,537	0	7,611,537	0	0	0	0
12 諸支出金	5,274,783	0	5,274,783	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳出合計	87,574,400	88,600	87,663,000	88,600	0	0	0

2. 歳入

(款) 16 県支出金

(項) 3 委託金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	358,564	88,600	447,164	4 選挙費委託金	88,600	衆議院議員選挙委託金
計	378,306	88,600	466,906			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
4 衆議院議員選挙費	0	88,600	88,600	88,600	0	0	0	1 報酬	6,056	職員手当 衆議院議員選挙事業	29,859 58,741
								2 給料	5,170		
								3 職員手当等	31,853		
								7 報償費	663		
								8 旅費	223		
								10 需用費	2,610		
								11 役務費	11,172		
								12 委託料	25,929		
13 使用料及び 賃借料	4,924										
計	302,871	88,600	391,471	88,600	0	0	0				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
補 正 後	長 等	2		20,028	5,397	33,049	58,474	4,701	63,175	
	議 員	28	143,814		43,211		187,025	37,842	224,867	
	その他の特別職	5,120	231,197	12,205	3,746	2,445	249,593	3,234	252,827	
	計	5,150	375,011	32,233	52,354	35,494	495,092	45,777	540,869	
補 正 前	長 等	2		20,028	5,397	33,049	58,474	4,701	63,175	
	議 員	28	143,814		43,211		187,025	37,842	224,867	
	その他の特別職	4,630	226,592	12,205	3,746	2,445	244,988	3,234	248,222	
	計	4,660	370,406	32,233	52,354	35,494	490,487	45,777	536,264	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	490	4,605	0	0	0	4,605	0	4,605	
	計	490	4,605	0	0	0	4,605	0	4,605	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(824) 1,097	746,534	4,353,140	3,074,417	8,174,091	1,543,595	9,717,686	
補正前	(764) 1,062	745,083	4,347,970	3,042,564	8,135,617	1,543,595	9,679,212	
比 較	(60) 35	1,451	5,170	31,853	38,474	0	38,474	

※ () 内は再任用短時間勤務職員及びパートタイムの会計年度任用職員 (外書き)

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区 分	扶 養	通 勤	特殊勤務	時 間 外	管 理 職	管理職員	期末勤勉	退 職	住 居	地 域	単 身	災 害
		手 当	手 当	手 当	勤 務手 当	手 当	特別勤務 手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	赴 任 手 当	派 遣 手 当
の 内 訳	補正後	110,103	61,164	2,950	466,656	65,550	2,187	2,056,108	226,568	78,405	2,768	1,358	600
	補正前	110,103	61,052	2,950	435,374	65,550	1,728	2,056,108	226,568	78,405	2,768	1,358	600
	比 較	0	112	0	31,282	0	459	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(57) 992		4,186,506	2,764,624	6,951,130	1,345,445	8,296,575	
補正前	(57) 992		4,186,506	2,734,765	6,921,271	1,345,445	8,266,716	
比 較	(0) 0		0	29,859	29,859	0	29,859	

※ () 内は再任用短時間勤務職員 (外書き)

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区 分	扶 養	通 勤	特殊勤務	時 間 外	管 理 職	管理職員	期末勤勉	退 職	住 居	地 域	単 身	災 害
		手 当	手 当	手 当	勤 務手当	手 当	特別勤務 手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	赴 任 手 当	派 遣 手 当
の 内 訳	補正後	110,103	56,325	2,950	461,026	65,550	2,187	1,756,784	226,568	78,405	2,768	1,358	600
	補正前	110,103	56,325	2,950	431,626	65,550	1,728	1,756,784	226,568	78,405	2,768	1,358	600
	比 較				29,400		459						

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(767) 105	746,534	166,634	309,793	1,222,961	198,150	1,421,111	
補正前	(707) 70	745,083	161,464	307,799	1,214,346	198,150	1,412,496	
比 較	(60) 35	1,451	5,170	1,994	8,615	0	8,615	

※ () 内はパートタイムの会計年度任用職員 (外書き)

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区 分	扶 養	通 勤	特殊勤務	時 間 外	管 理 職	管理職員	期末勤勉	退 職	住 居	地 域	単 身	災 害
		手 当	手 当	手 当	勤 務手 当	手 当	特別勤 務手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	赴 任手 当	派 遣手 当
	補正後		4,839		5,630			299,324					
	補正前		4,727		3,748			299,324					
	比 較		112		1,882			0					

八代市総合計画基本構想（八代未来づくりビジョン）の策定について

八代市総合計画基本構想（八代未来づくりビジョン）を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月20日提出
八代市長 小野 泰 輔

（提案理由）

総合計画の基本構想を定めるには、八代市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

八代市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、別紙のとおり令和 8 年度から令和 12 年度までの八代市過疎地域持続的発展計画を定めるものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

本市が過疎地域持続的発展市町村計画を定めるには、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、別紙のとおり令和 8 年度から令和 1 2 年度までにおける深水辺地、木々子辺地、辻辺地、責・川原谷辺地、小川内辺地、釈迦院辺地及び樅木辺地の 7 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

本市が辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めるには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- 1 工 事 名 道の駅坂本新築工事（建築）
- 2 工 事 場 所 八代市坂本町荒瀬 1 2 3 9 番地 1 外
- 3 契 約 金 額 4 9 1 , 7 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 藤永組・豊岡組建設工事共同企業体
代表者 八代市萩原町一丁目 1 1 番 6 号
株式会社藤永組
代表取締役 藤永 和広

令和 8 年 2 月 2 0 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

本市が予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

契約の変更について

本市は、下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

(変更前)

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 八代南部排水機場 2 号ポンプ設備復旧工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市日奈久新開町 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1 3 8 , 1 6 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
株式会社西島製作所 九州支店
支店長 牧野 博隆 |

(変更後)

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 八代南部排水機場 2 号ポンプ設備復旧工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市日奈久新開町 |
| 3 | 契 約 金 額 | 3 3 4 , 6 4 2 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
株式会社西島製作所 九州支店
支店長 牧野 博隆 |

令和 8 年 2 月 2 0 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

変更後の契約金額が 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

財産の取得の変更について

本市は、下記のとおり財産の取得について変更するものとする。

記

(変更前)

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書 |
| 2 | 取得予定価格 | 57,183,716円 |
| 3 | 契約の相手方 | 八代市鏡町鏡村32番地
合名会社庄野学生堂
代表社員 庄野 眞一 |

八代市本町一丁目5番33号
合名会社庄野学生堂 八代店
代表社員 庄野 眞一

(変更後)

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書 |
| 2 | 取得予定価格 | 52,256,984円 |
| 3 | 契約の相手方 | 八代市鏡町鏡村32番地
合名会社庄野学生堂
代表社員 庄野 眞一 |

八代市本町一丁目5番33号
合名会社庄野学生堂 八代店
代表社員 庄野 眞一

令和 8 年 2 月 2 0 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

議会の議決を経た財産の取得について変更するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

市道路線の廃止について

本市は、下記の市道路線を廃止するものとする。

記

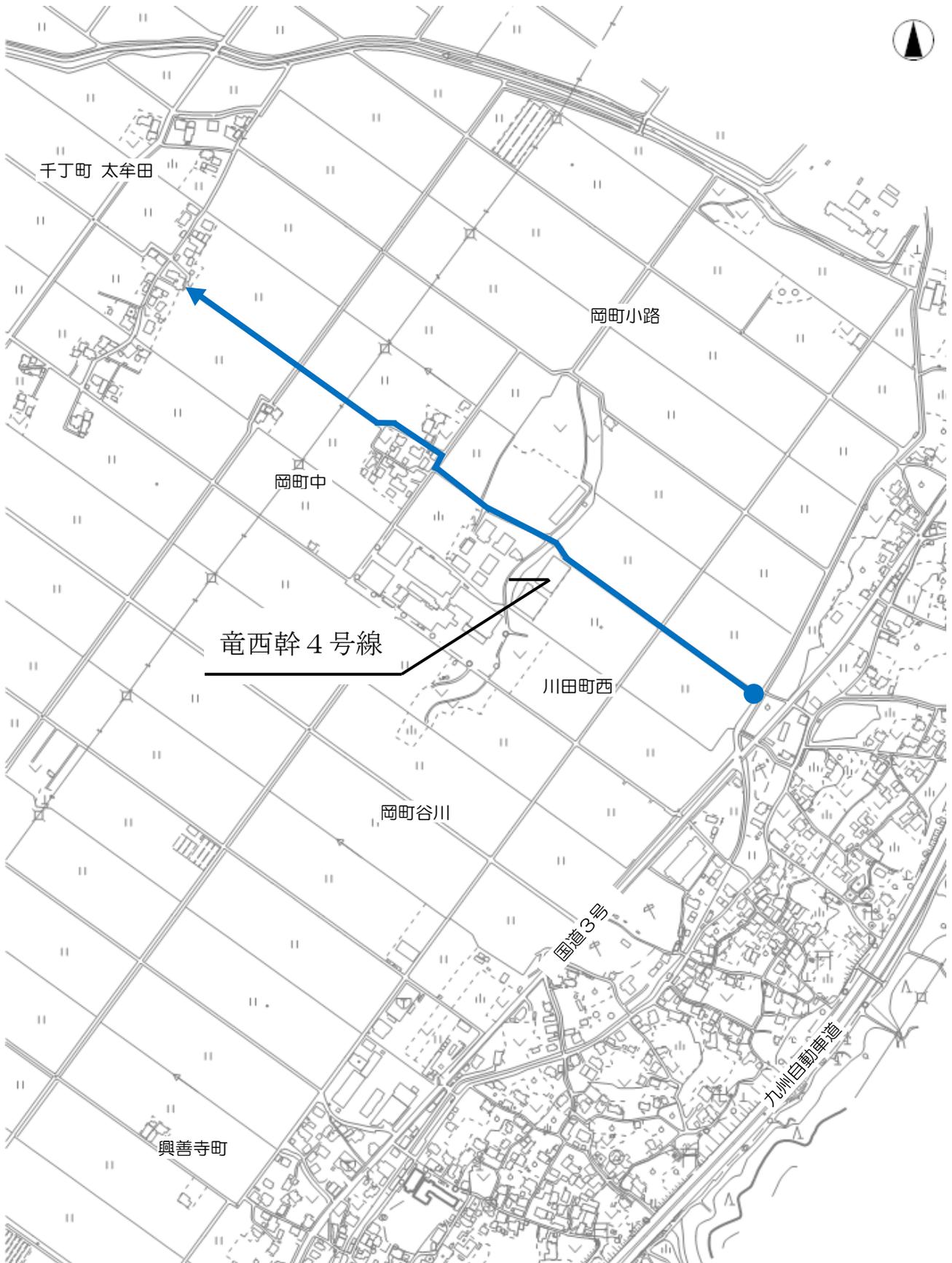
路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
115	竜西幹4号線	八代市岡町中 854番地先	八代市岡町中 84番1地先	なし
1058	竜西東西12号線	八代市川田町東 1029番1地先	八代市川田町東 1650番2地先	なし
1095	竜西南北15号線	八代市中片町 775番地先	八代市川田町西 1916番地先	なし
91	扇ノ江2号線	八代市千丁町南吉王丸 字井出ノ本 1062番地先	八代市千丁町南吉王丸 字扇ノ江 1018番地先	なし

令和 8 年 2 月 20 日提出
八代市長 小野 泰 輔

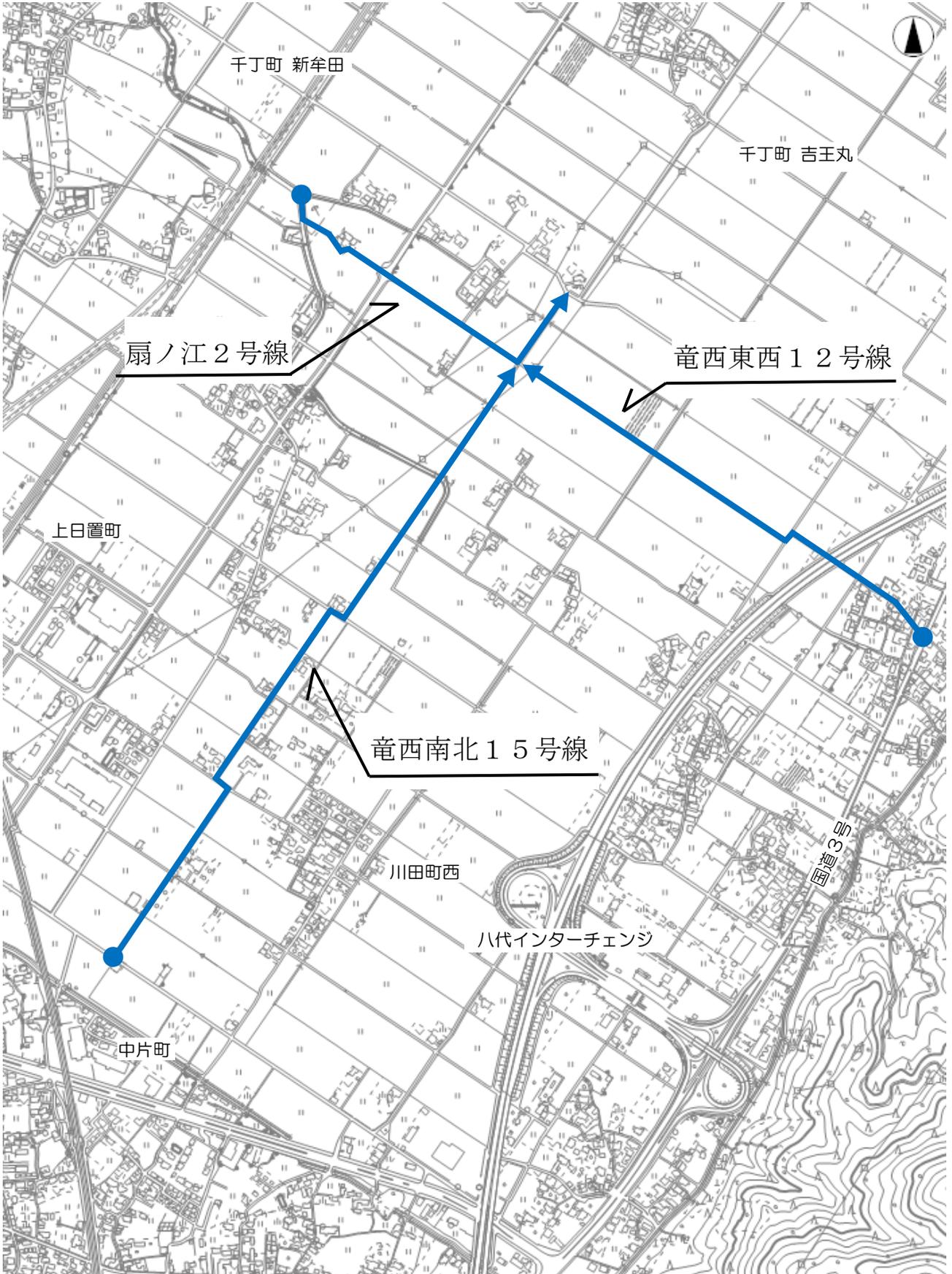
(提案理由)

市道の廃止については、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



位置図



市道路線の認定について

本市は、下記の路線を市道として認定するものとする。

記

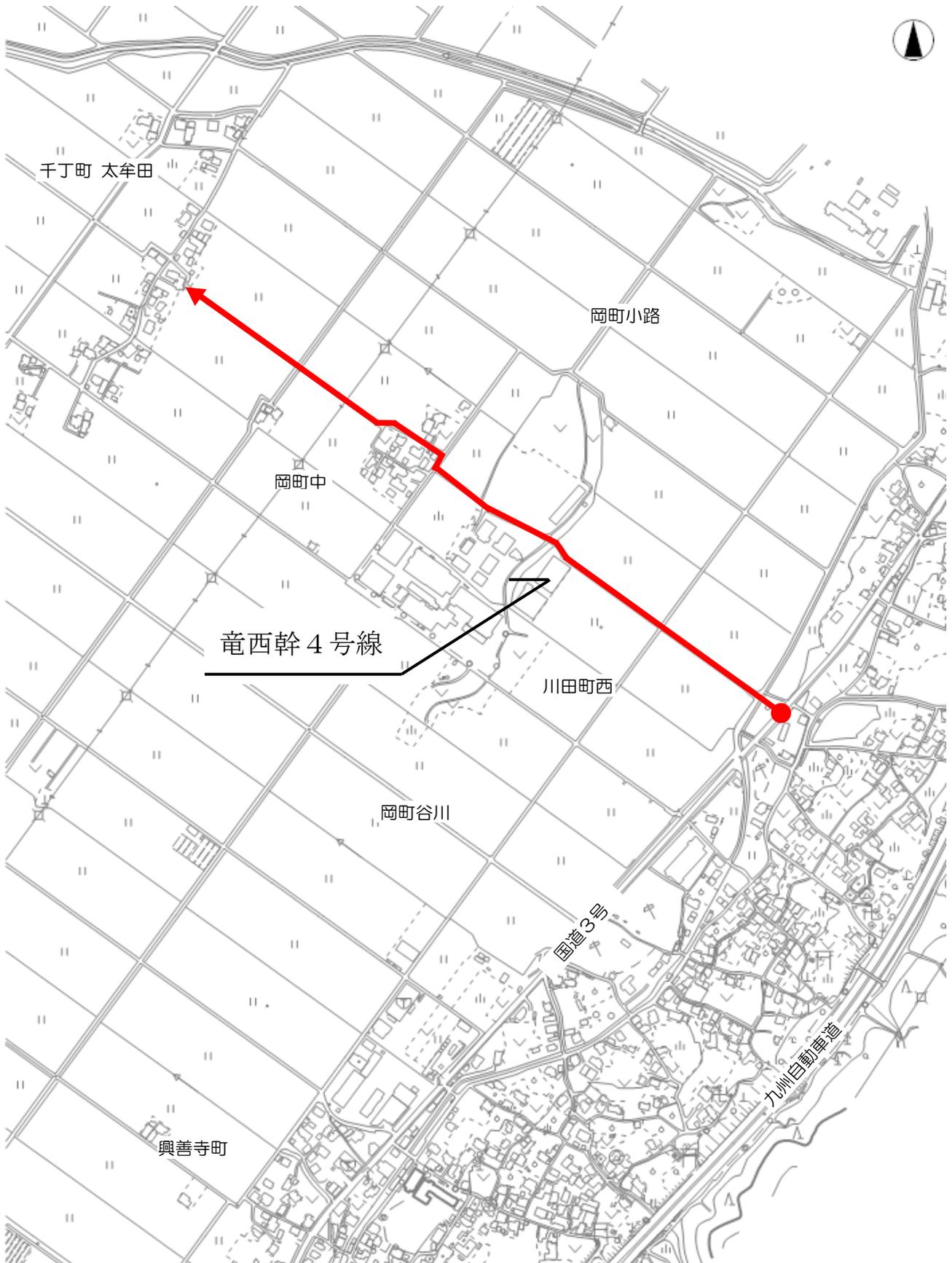
路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
115	竜西幹4号線	八代市岡町中 651番1地先	八代市千丁町太牟田 97番地先	なし
1058	竜西東西12号線	八代市川田町東 308番地先	八代市千丁町吉王丸 1026番1地先	なし
1095	竜西南北15号線	八代市中片町 775番地先	八代市千丁町吉王丸 974番地先	なし
1143	竜西東西21号線	八代市川田町東 1253番1地先	八代市川田町東 285番地先	なし
91	扇ノ江2号線	八代市千丁町吉王丸 1062番2地先	八代市千丁町吉王丸 1060番3地先	なし

令和 8 年 2 月 20 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

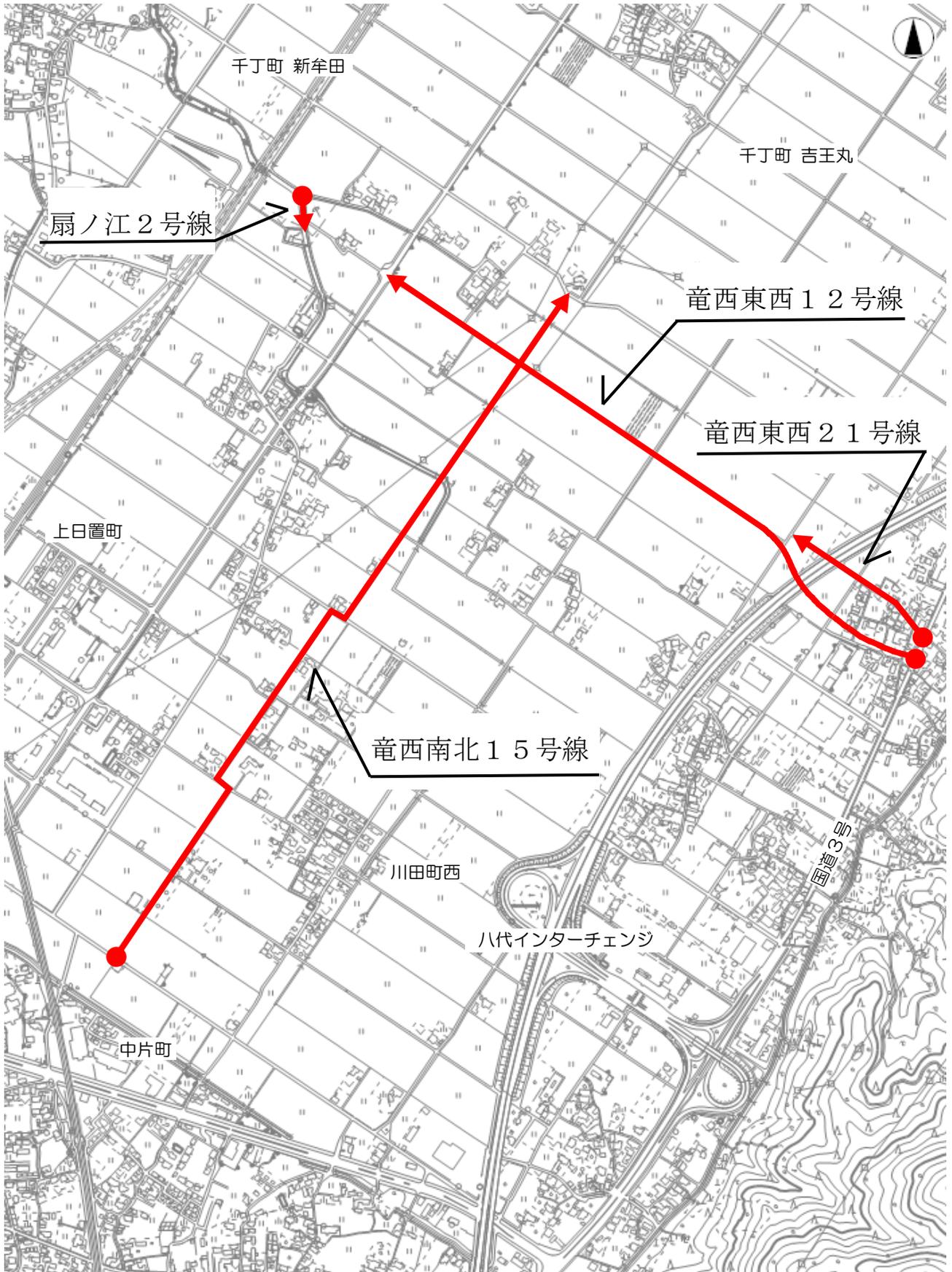
(提案理由)

市道の認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



位置図



八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の通勤手当に係る規定を整備するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八代市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年八代市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「第7項」を「第8項」に改め、同条第3項中「額は、当該職員の通勤距離に応じ」を「額は」に、「次の表に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同項の表を削り、同条第5項中「第7項」を「第8項」に改め、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項中「自動車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「月」を「月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「合計額）の」を「合計額）及び前項第1号に定める額の」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

- 7 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第11項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項から前項までの規定による額

(八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八代市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「次の表に定める額」を「6万6,400円を超えない範囲内で規則で定める額」に改め、同項の表を削る。

第6条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の」を「この条において」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定により通勤手当の支給を受ける会計年度任用職員で、駐車場等（一般職給与条例第17条第7項に規定する駐車場等をいう。以下この項において同じ。）を利用し、その料金を負担することを常

例とするもの（規則で定める会計年度任用職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

八代市営駐車場条例の一部改正について

八代市営駐車場条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

有料駐車場としての利用を休止している八代市営中央駐車場の供用廃止に伴い、当該公の施設の名称、位置、駐車料金等に係る規定を削除するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市営駐車場条例の一部を改正する条例

八代市営駐車場条例（平成17年八代市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第2条の表八代市営中央駐車場の項を削る。

第3条第1項の表八代市営中央駐車場の項を削り、同表八代市営新八代駅東口駐車場の項中「時間駐車」を「時間駐車（時間を単位とする駐車をいう。以下同じ。）」に改める。

第4条の表備考中「、及び」を「及び」に改める。

別表中

「

八代市 営中央 駐車場	1時間 1時間を超える場合は 30分増すごとに	100円 50円	駐車時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。
八代市 営新八 代駅東 口駐車 場	1時間	100円	1 入車からの駐車時間が20分以内であるときは、無料とする。 2 1の場合を除き、駐車時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。 3 駐車時間が10時間を超える場合は、24時間まで1,040円とする。 4 駐車時間が24時間を超える場合は、24時間に達した時以後24時間ごとに2及び3の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。

」を

「

八代市 営新八 代駅東 口駐車 場	1時間	100円	1 入車からの駐車時間が20分以内であるときは、無料とする。 2 1の場合を除き、駐車時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。 3 駐車時間が10時間を超える場合は、24時間まで1,040円とする。 4 駐車時間が24時間を超える場合は、24時間に達した時以後24時間ごとに2及び3の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。
-------------------------------	-----	------	---

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員及び消防作業従事者等に係る損害補償の補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八代市消防団員等公務災害補償条例（平成17年八代市条例第273号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に、「に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号」を「から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「12,900」を「13,340」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に、「11,300」を「11,670」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八代市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた八代市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

八代市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について

八代市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月20日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、本市の条例等においてフロッピーディスク等の記録媒体を提出することとされている申請等及び処分通知等についてオンラインで行うことを可能とするに当たり、条例の改正が必要である。

八代市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

八代市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成17年八代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次に」を「次の各号に」に、「第3条から前条までの」を「当該各号に定める」に改め、同条第1号中「定めるもの」を「定めるもの第3条から前条までの規定」に改め、同条第2号中「手続等のうち当該手続等」を「申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等」に、「方法その他の情報通信技術を利用する方法」を「方法」に、「、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項」を「又は第4条第1項」に、「除く。）」を「除く。）第3条及び第4条の規定」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条及び前条の規定

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正について

ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

八代市総合計画基本構想として策定する八代未来づくりビジョン及び第 2 期地域再生計画の策定に伴い、事業の区分に係る規定を整備するに当たり、条例の改正が必要である。

ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部を改正する条例

ふるさと八代元気づくり応援基金条例（平成21年八代市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2次八代市総合計画の基本構想」を「八代市総合計画の基本構想（八代未来づくりビジョン）」に改め、同項第1号から第5号までを次のように改める。

- （1）市民から見える、市民の声を聞く信頼されるまちづくり事業
- （2）地の利・人の利を活かしたまちづくり事業
- （3）市民格を高める文化薫るまちづくり事業
- （4）災害からの復旧・復興まちづくり事業
- （5）産み・育て・学べてよかったまちづくり事業

第2条第1項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- （6）元気な暮らしと持続可能なまちづくり事業
- （7）危機に即応できる安全なまちづくり事業

第2条第2項中「八代市まち・ひと・しごと創生推進計画」を「第2期八代市まち・ひと・しごと創生推進計画」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

八代市営住宅設置管理条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

市営住宅の解体及び地番の変更に当たり、条例の改正が必要である。

八代市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例

八代市営住宅設置管理条例（平成17年八代市条例第222号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖町団地の項及び植柳上町第2団地の項を削り、同表海士江町団地の項中「3220番地」を「3220番地1」に改め、同表海士江町道上団地の項を削り、同表井揚町団地の項中「2016番地」を「2016番地1」に改め、同表高島団地の項中「4536番地」を「4536番地1」に改め、同表藤本団地の項中「4295番地」を「4295番地1」に改め、同表郷開団地の項中「1608番地」を「1608番地2」に改める。

別表第2 海士江町団地の項中「3220番地」を「3220番地1」に改め、同表藤本団地の項中「4295番地」を「4295番地1」に改め、同表郷開団地の項中「1608番地」を「1608番地2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市公共下水道事業（八代処理区・八代東部処理区）区域外流入受益者分担金条例の一部改正について

八代市公共下水道事業（八代処理区・八代東部処理区）区域外流入受益者分担金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出
八代市長 小野 泰 輔

（提案理由）

区域外流入を行う受益者に賦課する分担金について、八代市全域で統一した取扱いとするに当たり、条例の改正が必要である。

八代市公共下水道事業（八代処理区・八代東部処理区）区域外流入受益者分担金条例の一部を改正する条例

八代市公共下水道事業（八代処理区・八代東部処理区）区域外流入受益者分担金条例（平成18年八代市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八代市公共下水道事業区域外流入受益者分担金条例

第1条中「分担金（以下「分担金」を「受益者分担金（以下「区域外流入受益者分担金」に改める。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

（2）受益者 次に掲げる者をいう。

ア 八代市公共下水道事業（八代処理区・八代東部処理区）受益者負担及び受益者分担に関する条例（平成17年八代市条例第230号。以下「八代処理区等負担金条例」という。）第3条の規定により公告された処理区域に区域外流入をする建築物等に係る土地（以下「受益地」という。）の所有者（当該土地が地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。）の目的となっている場合は、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人）

イ 次に掲げる処理区域への区域外流入をする建築物等（以下「受益建築物等」という。）の所有者（当該建築物等が質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された使用貸借又は賃貸借による権利を除く。）の目的となっている場合は、それぞれ質権者又は使用借主若しくは賃借人）

（ア）八代市都市計画下水道事業（鏡処理区）受益者負担に関する条例（平成17年八代市条例第231号。以下「鏡処理区負担金条例」という。）第3条の規定により公告された処理区域

（イ）八代市下水道事業（千丁処理区）受益者分担に関する条例（平成17年八代市条例第232号。以下「千丁処理区分担金条例」という。）第3条の規定により公告された処理区域

（3）負担金等 次に掲げる負担金又は分担金をいう。

ア 八代処理区等負担金条例第1条に規定する負担金

イ 鏡処理区負担金条例第1条に規定する負担金

ウ 千丁処理区分担金条例第1条に規定する分担金

第3条の見出し中「分担金」を「区域外流入受益者分担金」に改め、同条中「分担金」を「区域外流入受益者分担金」に、「受益者ごとの受益地の面積に負担金条例第4条に規定する単位負担金に相当する額を乗じて得た」を「次の各号に掲げる受益者の区分に応じ、当該各号に定める」に改

め、同条に次の各号を加える。

(1) 第2条第2号アに係る受益者 当該受益者に係る受益地の面積に当該区域外流入をする処理区域に係る八代処理区等負担金条例別表に定める単位負担金を乗じて得た額

(2) 第2条第2号イに係る受益者 次に掲げる受益者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第2条第2号イ(ア)に掲げる処理区域に係る受益建築物等の所有者 鏡処理区負担金条例別表に定める額

イ 第2条第2号イ(イ)に掲げる処理区域に係る受益建築物等の所有者 千丁処理区分担金条例別表に定める額

第4条中「分担金」を「区域外流入受益者分担金」に改める。

第5条の見出し中「負担金」を「負担金等」に改め、同条中「受益地」を「受益地又は受益建築物等に係る土地」に、「負担金」を「負担金等」に、「土地」を「賦課対象区域となった土地又は建築物等」に改める。

第6条中「分担金」を「区域外流入受益者分担金」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

八代市千丁健康温泉センター条例の廃止について

八代市千丁健康温泉センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月20日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

八代市千丁健康温泉センターの供用を廃止するに当たり、当該公の施設の設置及び管理に関して定める条例を廃止する必要がある。

八代市千丁健康温泉センター条例を廃止する条例

八代市千丁健康温泉センター条例（平成２８年八代市条例第４３号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和８年７月１日から施行する。

（八代市暴力団排除条例の一部改正）

2 八代市暴力団排除条例（平成２３年八代市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項中第４２号を削り、第４３号を第４２号とし、第４４号から第７３号までを１号ずつ繰り上げる。

八代市老人憩いの家条例の一部改正について

八代市老人憩いの家条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

八代市五家荘憩いの家の供用廃止に伴い、当該公の施設の名称、位置及び使用料に係る規定を削除するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市老人憩いの家条例の一部を改正する条例

八代市老人憩いの家条例（平成17年八代市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第16条中「次に」を「、次に」に改める。

別表第1八代市五家荘憩いの家の項を削る。

別表第2五家荘憩いの家の項を削り、同表中「全館貸切の場合 2,090円／日（泉憩いの家及び五家荘憩いの家の浴室を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について

八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策を定めるに当たり、条例の制定が必要である。

八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

全ての市民が互いの多様性を認め合い、尊重し合いながら共生する社会は、本市の目指す姿である。その実現のためには、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が必要な情報を十分に取得し、意思決定を行い、円滑に意思疎通を図ることが不可欠であり、これらは尊重されるべき基本的な権利である。しかし、現在、自らの障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、これを利用する機会が十分に確保されているとはいえず、日常的な困難を抱えている障がい者は少なくない。

特に、聴覚に障がいのある人々が生活のなかで大切に受け継いできた手話は、単なる情報伝達の方法ではなく、文化であり、独自の言語である。手話が言語であることの認識を深め、手話言語の普及を図ることは、障がいの有無にかかわらず誰もが等しく社会に参加できる環境を整える上で重要である。

さらに、障がいには様々な特性があることから、障がい者一人一人が、自らの障がいの特性に応じたコミュニケーション手段により意思疎通を図ることができるよう、その選択の機会を確保することなどが求められている。

私たちは、手話が言語であることの認識の下、手話言語を普及し、様々な障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、全ての人が自分らしく生き、互いを認め合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策を定めることにより、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障がいがある者であって、手話を言語として使用して日常生活及び社会生活を営むものをいう。
- (2) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁（その者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活

活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音訳、代読、代筆、触手話、指点字、代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）、平易な表現、絵図、コミュニケーションボード、重度障害者用意思伝達装置その他障がい者が日常生活又は社会生活において使用する意思疎通を図るための手段をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 手話言語の普及は、手話言語が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であって、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。

3 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障がい者自らが障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用できることの重要性を全ての市民及び事業者が理解し、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用することができるようにするための必要かつ合理的な配慮をするものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用することができるようにするための必

要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(基本的な施策)

第7条 市は、第4条第1項の規定に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話言語への理解の促進及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及に関する施策
- (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を図るための施策
- (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報の提供及び取得に関する施策
- (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を支援する者の確保及び養成に関する施策
- (5) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする障がい児及びその保護者等への支援に関する施策
- (6) 災害時における障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報の取得及び利用の支援に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

八代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

八代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業を行う事業者が給付を受けるための要件となる運営に関する基準を定めるに当たり、所要の条例を制定する必要がある。

八代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、熊本県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等

通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項におい

て同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

（1）特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

（2）その提供する特定乳児等通園支援の内容

（3）職員の職種、員数及び職務の内容

（4）特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子ども

もに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、法第59条の規定による地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、

金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び

当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織

(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電子通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同

意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部改正について

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一
部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正され、地域限定保
育士制度の一般制度化に係る規定が整備されたこと等に伴い、条例の改正が
必要である。

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第1条 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例(平成26年八代市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」
に改める。

第23条第2項中「修了した保育士」を「修了した保育士(法第18
条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団
体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、
保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定
する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))」に改める。

第29条第1項中「保育士」を「保育士(認定地方公共団体の区域内
にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共
団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」に改める。

第31条第1項中「保育士」を「保育士(認定地方公共団体の区域内
にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共
団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」に、「次項
及び第47条」を「次項」に改める。

第44条第1項中「保育士」を「保育士(認定地方公共団体の区域内
にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地
方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」に改
める。

第47条第1項中「保育従事者」を「保育士(認定地方公共団体の区
域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認
定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)そ
の他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府
県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において
「保育従事者」という。))」に改める。

附則第9条に次の1項を加える。

2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等につい
ての前項の規定の適用については、同項中「除く。))」とあるのは、
「除く。))又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共
団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

(八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部改正)

第2条 八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例(平成26年八代市条例第32号)の一部を次のよ

うに改正する。

第1条中「特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等」を「特定地域型保育事業」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

（八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八代市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第1号中「保育士」を「保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」に改める。

第15条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年八代市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「一般的条件」を「一般的要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

（6）利用定員

第16条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業

所」に改める。

第20条第3項中「利用定員」を「利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第22条第1項中「保育士」を「保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「及びその」を「及びその乳児等通園支援事業所の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定（八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第22条第1項の改正規定を除く。）は、令和8年4月1日から施行する。

八代市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について

八代市国民健康保険財政調整基金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

八代市国民健康保険財政調整基金の処分に係る規定について、現行の国民健康保険制度との整合を図るため、条例の改正が必要である。

八代市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

八代市国民健康保険財政調整基金条例（平成17年八代市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第6条中「次の各号のいずれかに該当する」を「税込又は国庫支出金等の歳入に不足を生じた場合その他第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市国民健康保険税条例の一部改正について

八代市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月20日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

国民健康保険税の基礎課税額の世帯別平等割額の引き下げに当たり、条例の改正が必要である。

八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八代市国民健康保険税条例（平成17年八代市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「22,000円」を「20,000円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「10,000円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「15,000円」に改める。

第23条第1項第1号イ（ア）中「15,400円」を「14,000円」に改め、同号イ（イ）中「7,700円」を「7,000円」に改め、同号イ（ウ）中「11,550円」を「10,500円」に改め、同項第2号イ（ア）中「11,000円」を「10,000円」に改め、同号イ（イ）中「5,500円」を「5,000円」に改め、同号イ（ウ）中「8,250円」を「7,500円」に改め、同項第3号イ（ア）中「4,400円」を「4,000円」に改め、同号イ（イ）中「2,200円」を「2,000円」に改め、同号イ（ウ）中「3,300円」を「3,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の八代市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

八代市立博物館未来の森ミュージアム条例の一部改正について

八代市立博物館未来の森ミュージアム条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

優れた芸術や郷土の歴史に触れる機会を高校生に対して広く提供するため、観覧料の無料対象を中学生以下から高校生以下に拡大するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市立博物館未来の森ミュージアム条例の一部を改正する条例
八代市立博物館未来の森ミュージアム条例（平成17年八代市条例第8
6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「大学・高校生」を「大学生」に改め、同表備考中「中学生」を「高校生」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

八代市企業振興促進条例及び八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例の一部改正について

八代市企業振興促進条例及び八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

本市の企業誘致競争力を高めるとともに、地域経済の活性化及び雇用の創出に関する施策を推進するため、補助対象業種の拡大、重点産業分野の設定、補助内容の見直し等を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市企業振興促進条例及び八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例の一部を改正する条例

(八代市企業振興促進条例の一部改正)

第1条 八代市企業振興促進条例（平成17年八代市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号エを同号オとし、同号ウ中「ア」を「ア又はイ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「ア」を「ア又はイ」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 日本標準産業分類に掲げる大分類A一農業に属する施設であって、施設内で植物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等をいう。）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として高度な環境制御と生育予測を行うことにより、野菜等の植物の周年生産又は計画生産を行うものが可能な完全人工光型又は太陽光利用型の栽培施設であるもの

第2条中第7号及び第8号を削り、同条第6号中「投資した」を「投資をした」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「投資した」を「投資をした」に、「限る。以下同じ」を「限る」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号中「投資した」を「投資をした」に、「3年（次条第1項第3号に該当する事業所等にあつては、3回目の事業年度に係る確定申告書の提出期限の日）」を「3年」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号中「投資した」を「投資をした」に改め、同号を同条第6号とし、同条第2号中「を建設し、取得し、」を「の新設、増設」に、「賃借（賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものに限る。以下同じ。）をする」を「移設を行う」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号の次に次の3号を加える。

(2) 新設 市内に事業所等を有しない者が新たに市内に事業所等を建設し、取得し、又は賃借（賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものに限る。以下同じ。）により設置することをいう。

(3) 増設 次に掲げるものをいう。

ア 市内に事業所等を有する者が市内の他の場所に新たに事業所等を建設し、取得し、又は賃借により設置すること。

イ 市内に事業所等を有する者が当該事業所等を建て替え、若しくは増築し、又は機械等を導入することにより新たに設備を拡張すること。

(4) 移設 市内に事業所等を有する者が従来 of 事業所等を廃止して、市内の他の場所に新たに事業所等（当該事業所等の所在する土地の

面積が、当該廃止した事業所等の所在する土地の面積より広いものに限る。)を建設し、取得し、又は賃借により設置することをいう。
第2条に次の1号を加える。

(10) 重点産業分野の新設 戦略的な企業立地を推進するため、重点的に取り組む分野に係る次に掲げる新設をいう。

ア 第1号アに係る事業所等のうち、日本標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属する事業所等であって、食品製造又は半導体製造に係るものの新設

イ 第1号アに係る事業所等のうち、日本標準産業分類に掲げる大分類H—運輸業、郵便業（郵便業を除く。）に係る事業所等の新設

ウ 第1号イに掲げる事業所等の新設

第3条第1項第3号を削り、同条第2項中「指定」を「規定による指定（以下「指定」という。）」に改める。

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「前項」を「前項各号」に改める。

第5条を削る。

第6条第1項中「第8条」を「第7条」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	事業所等建設補助金の額
重点産業分野の新設	操業開始時の投下固定資産総額（土地の取得価格及び土地又は建物の賃借経費を除く。）に100分の10を乗じて得た額
新設（重点産業分野の新設を除く。）	操業開始時の投下固定資産総額（土地の取得価格及び土地又は建物の賃借経費を除く。）に100分の8を乗じて得た額
増設又は移設	操業開始時の投下固定資産総額（土地の取得価格及び土地又は建物の賃借経費を除く。）に100分の5を乗じて得た額

第6条を第5条とする。

第7条第1項中「新たに取得した土地の取得価額に100分の30を乗じて得た」を「次の表により算出した」に改め、同項に次の表を加える。

区分	用地取得等補助金の額
重点産業分野の新設	新たに取得した土地の取得価額に100分の50を乗じて得た額
新設（重点産業分野の新設を除く。）又は増設	新たに取得した土地の取得価額に100分の30を乗じて得た額
移設	新たに取得した土地の面積から廃止した事

業所等の所在する土地の面積を減じて得た面積を当該新たに取得した土地の面積で除し、その除して得た数値に当該新たに取得した土地の取得価額を乗じて得た額に100分の30を乗じて得た額
--

第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(雇用奨励金)

第7条 適用事業所に対し、次に掲げる額の合計額を雇用奨励金として交付する。

- (1) 操業開始時の増加市民雇用数のうち常時正社員として雇用された者の数に100万円を乗じて得た額
- (2) 操業開始時の増加市民雇用数のうち常時正社員として雇用された者以外の者の数に30万円を乗じて得た額

第8条を次のように改める。

(補助金等の限度額)

第8条 第4条第1項各号に掲げる奨励措置の合計額の上限は、次の各号に掲げる操業開始時の増加市民雇用数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 20人未満 1億円
- (2) 20人以上 次に掲げる操業開始時の投下固定資産総額の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 30億円未満 1億円
 - イ 30億円以上50億円未満 2億円
 - ウ 50億円以上100億円未満 3億円
 - エ 100億円以上200億円未満 4億円
 - オ 200億円以上300億円未満 6億円
 - カ 300億円以上400億円未満 8億円
 - キ 400億円以上 10億円

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条各号列記以外の部分中「又は」を「若しくは」に、「減免した固定資産税額の全部若しくは一部を納付させ、若しくは」を「又は」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

(八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例の一部改正)

第2条 八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例(平成20年八代市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条中「5年間」を「3年間」に改める。

第5条第2項中「第11条第2項」を「第10条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(八代市企業振興促進条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の八代市企業振興促進条例(以下「改正前の企業振興条例」という。)第3条第1項の規定による指定を受けている適用事業所に対する奨励措置の適用については、なお従前の例による。
(八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に改正前の企業振興条例第4条第1項第1号の奨励措置の適用の通知を受けている者に対する第2条の規定による改正前の八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例(以下「改正前の課税免除条例」という。)第3条第2項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の課税免除条例第3条第1項の規定による課税の免除を受けている適用事業所を投資した者に対する課税免除の期間については、なお従前の例による。

八代市手数料条例の一部改正について

八代市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

農地転用許可標識板の交付手数料を無料とするに当たり、条例の改正が必要である。

八代市手数料条例の一部を改正する条例

八代市手数料条例（平成17年八代市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第2条中第138号を削り、第139号を第138号とし、第140号から第142号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の八代市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた農地転用許可に係る手数料について適用し、同日前に行われた農地転用許可に係る手数料については、なお従前の例による。

